

議案第四十五号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年六月十九日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の次に次のように加える。

<p>一の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百十三号）第七十七条第一項及び第三項の規定に基づく地域生活支援事業に係る支援（以下「地域生活支援」という。）</p>	<p>地域生活支援手数料</p>	<p>地域生活支援に通常要する費用の額を勘案して区長が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域生活支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域生活支援に要した費用の額）に百分の十を乗じて得た額</p>	<p>地域生活支援を受けたとき（区長が別に定める場合にあっては、区長の指定する日間で）。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

別表第一の二の項中「第七条第十八項」を「第八条第二十一項」に改め、「又は第五十八条第二項」を削り、同表の二十三の項中「一万六千円」を「一万八千三百円」に、「四

千七百元」を「五千六百元」に、「八千円」を「八千九百元」に、「二千三百円」を「二千七百元」に改め、同表の二十四の項中「九千六百元」を「一万千五百円」に、「四千八百円」を「五千七百元」に改め、同表の二十五の項中「一万四千元」を「一万六千八百円」に、「四千六百元」を「五千五百円」に、「七千円」を「八千四百円」に、「二千三百円」を「二千七百元」に改め、同表の二十六の項及び二十七の項中「一万四千元」を「一万六千八百円」に、「七千円」を「八千四百円」に改め、同表の二十八の項から三十の項までの規定中「二万千円」を「二万五千二百円」に、「一万五百円」を「一万二千六百円」に改め、同表の三十一の項及び三十二の項中「九千六百元」を「一万千五百円」に、「四千八百円」を「五千七百元」に改め、同表の三十三の項中「二万千円」を「二万五千二百円」に、「一万五百円」を「一万二千六百円」に改め、同表の三十四の項中「九千六百円」を「一万千五百円」に、「四千八百円」を「五千七百元」に改め、同表の三十五の項中「二万千円」を「二万五千二百円」に、「一万五百円」を「一万二千六百円」に改め、同表の三十六の項中「九千六百元」を「一万千五百円」に、「四千八百円」を「五千七百円」に改め、同表の三十七の項中「二万千円」を「二万五千二百円」に、「一万五百円」を「一万二千六百円」に改め、同表の三十八の項中「一万六千元」を「一万九千二百円」に、「八千円」を「九千六百元」に改め、同表の三十九の項から四十一の項までの規定中「二万千円」を「二万五千二百円」に、「一万五百円」を「一万二千六百円」に改め、同表の四十二の項中「一万四千元」を「一万六千八百円」に、「七千円」を「八千四百円」に改め、同表の四十三の項中「二万千円」を「二万五千二百円」に、「一万五百円」を

「一万二千六百円」に改め、同表の四十四の項中「一万四千元」を「一万五千八百円」に、「七千元」を「八千二百円」に改め、同表の四十五の項及び四十六の項中「二万円」を「二万五千二百円」に、「一万五百円」を「一万二千六百円」に改め、同表の四十七の項から五十の項までの規定中「一万六千元」を「一万九千二百円」に、「八千元」を「九千六百元」に改め、同表の五十一の項から五十三の項までの規定中「一万四千元」を「一万六千八百円」に、「七千元」を「八千四百円」に改め、同表の五十四の項から五十六の項までの規定中「二万円」を「二万五千二百円」に、「一万五百円」を「一万二千六百円」に改め、同表の五十七の項中「第三条及び第十一条第一項」を「第三条第一項及び第三項」に、「千七百元」を「千八百円」に、「九百元」を「千円」に改め、同表の五十八の項中「第五条並びに第十一条第一項及び第二項」を「第五条第一項及び第二項」に、「一万二千三百円」を「一万三千二百円」に、「六千円」を「七千八百円」に改め、同表の五十九の項中「一万九千元」を「二万二千五百円」に改め、同表の六十の項中「一万円」を「一万二千元」に改め、同表の六十一の項中「五千五百円」を「六千二百円」に改め、同表の六十二の項中「二千三百円」を「二千七百元」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十八年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第一の二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の一の二の項の規定の適用については、同項中「百分の十」

とあるのは、「百分の三」とする。

（提案理由）

地域生活支援手数料を定めるとともに、飲食店営業許可申請手数料を改定する等の必要がある。

事務手数料改定資料

項	名 称	現 行	改定後	
23	飲食店営業許可申請手数料	円	円	
	飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	16,000	18,300	
	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	4,700	5,600	
	飲食店営業許可更新申請手数料			
24	喫茶店営業許可申請手数料	9,600	11,500	
	喫茶店営業許可更新申請手数料	4,800	5,700	
	25	菓子製造業許可申請手数料		
		菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	14,000	16,800
移動菓子製造業又は臨時菓子製造業		4,600	5,500	
菓子製造業許可更新申請手数料				
26	あん類製造業許可申請手数料	14,000	16,800	
	あん類製造業許可更新申請手数料	7,000	8,400	
	27	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000	16,800
		アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	7,000	8,400
28		乳処理業許可申請手数料	21,000	25,200
		乳処理業許可更新申請手数料	10,500	12,600
	29	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000	25,200
		特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	10,500	12,600
30		乳製品製造業許可申請手数料	21,000	25,200
		乳製品製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600
	31	集乳業許可申請手数料	9,600	11,500
		集乳業許可更新申請手数料	4,800	5,700
32		乳類販売業許可申請手数料	9,600	11,500
		乳類販売業許可更新申請手数料	4,800	5,700
	33	食肉処理業許可申請手数料	21,000	25,200
		食肉処理業許可更新申請手数料	10,500	12,600
34		食肉販売業許可申請手数料	9,600	11,500
		食肉販売業許可更新申請手数料	4,800	5,700
	35	食肉製品製造業許可申請手数料	21,000	25,200
		食肉製品製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600
36		魚介類販売業許可申請手数料	9,600	11,500
		魚介類販売業許可更新申請手数料	4,800	5,700
	37	魚介類競り売り営業許可申請手数料	21,000	25,200
		魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	10,500	12,600
38		魚肉練り製品製造業許可申請手数料	16,000	19,200
		魚肉練り製品製造業許可更新申請手数料	8,000	9,600
	39	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	21,000	25,200
		食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料	10,500	12,600
40		食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000	25,200
		食品の放射線照射業許可更新申請手数料	10,500	12,600
	41	清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000	25,200
		清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600
42		乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	14,000	16,800
		乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料	7,000	8,400
	43	氷雪製造業許可申請手数料	21,000	25,200
		氷雪製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600

項	名 称	現 行	改定後
44	氷雪販売業許可申請手数料	14,000	15,800
	氷雪販売業許可更新申請手数料	7,000	8,200
45	食用油脂製造業許可申請手数料	21,000	25,200
	食用油脂製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600
46	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	21,000	25,200
	マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600
47	みそ製造業許可申請手数料	16,000	19,200
	みそ製造業許可更新申請手数料	8,000	9,600
48	醬(しょう)油製造業許可申請手数料	16,000	19,200
	醬(しょう)油製造業許可更新申請手数料	8,000	9,600
49	ソース類製造業許可申請手数料	16,000	19,200
	ソース類製造業許可更新申請手数料	8,000	9,600
50	酒類製造業許可申請手数料	16,000	19,200
	酒類製造業許可更新申請手数料	8,000	9,600
51	豆腐製造業許可申請手数料	14,000	16,800
	豆腐製造業許可更新申請手数料	7,000	8,400
52	納豆製造業許可申請手数料	14,000	16,800
	納豆製造業許可更新申請手数料	7,000	8,400
53	めん類製造業許可申請手数料	14,000	16,800
	めん類製造業許可更新申請手数料	7,000	8,400
54	そうざい製造業許可申請手数料	21,000	25,200
	そうざい製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600
55	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	21,000	25,200
	缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600
56	添加物製造業許可申請手数料	21,000	25,200
	添加物製造業許可更新申請手数料	10,500	12,600
57	行商人の鑑札及び記章交付手数料	1,700	1,800
	行商人の鑑札及び記章再交付手数料	900	1,100
58	製造業等許可申請手数料	12,300	13,200
	製造業等許可更新申請手数料	6,100	7,800
59	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000	22,500
60	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	10,000	12,000
61	確認規程認定申請手数料	5,500	6,200
62	確認規程変更認定申請手数料	2,300	2,700